

こども誰でも通園制度の公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。**1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】**

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

別紙2 「川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」抜粋

別表第1（第11条、第26条、第27条関係）

補助項目	補助要件	補助基準額
単価	第5条第2号に定めるこどもを受け入れた場合	0歳児 一人1時間につき 1,300円 1歳児 一人1時間につき 1,100円 2歳児 一人1時間につき 900円
加算	障害児受入分	こども一人1時間につき 400円
	要支援家庭のこども受入分	こども一人1時間につき 400円
利用料減免分	第27条第1項に定める利用者負担を減免した場合	こども一人1時間につき 別表第2に定める額
賃借料補助	民家・アパート等を活用して、令和7年4月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料 (開所前月分の賃借料及び礼金を含む。)	1施設 年額 3,066,000円

※ 歳児は年度当初の年齢による。

- ※ 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、単価、加算及び利用料減免分の補助項目の補助基準額について、30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する。
- ※ 加算については複数の加算に該当する場合は、いずれか一つのみ適用する。
- ※ 賃借料補助については、既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外とする。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに乳児等通園支援事業を行う事業所を開所する場合は賃借料補助の対象とする。
- ※ 賃借料補助については、事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、年額3,066,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を上限とし補助を行う。

別表第2（第26条関係）

対象者区分	減免額
本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	こども1人1時間につき 300円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村税を課されていない者	こども1人1時間につき 240円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の	こども1人1時間につき 210円

額を合算した額が7万7,101円未満である場合	
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がそのこども及び保護者的心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適當であると認められる場合	こども1人1時間につき 150円

※ 1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とし、この場合、30分に係る部分の減免額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する。

別表第3（第27条関係）

	キャンセル日が前日以前の場合	キャンセル日が当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生
利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算

※ キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取消されたものとする。

※ 利用者のキャンセルの理由は問わないとするとするが、実施事業者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等は行わないこととする。

※ このほか、キャンセル方法や実費相当額の取り扱い等については、実施事業者が別途定めるものとする。

別紙3 「乳児等通園支援事業の新規募集申請及び認可・確認申請書類一覧」

乳児等通園支援事業の新規募集申請及び認可・確認申請書類一覧

提出書類に関する※1～3の区分は、次のとおりとします。

※1 Aグループ…認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業

※2 Bグループ…地域子育て支援拠点、認可外保育施設

その他市長が適当と認める施設

※3 社会福祉法人、学校法人は提出を省略することが可能です。

提出締切日については、後日提出欄に印のないものは 2月6日(金) とし、「○」の記載があるものについては、2月27日(金) 日とします。

番号	提出書類	後日提出	Aグループ※1	グループB※2
1	川崎市乳児等通園支援事業申込書			
2	乳児等通園支援事業認可申請書（様式あり） ※選定結果の到達後に御提出ください	○		
3	特定乳児等通園支援事業者 確認（変更）申請書（様式あり） ※特定乳児等通園支援事業に係る本市子子法施行細則が改正され次第、様式等 を案内予定 ※選定結果の到達後に御提出ください	○		
4	乳児等通園支援事業 実施計画書（事業計画書）（様式あり）			
5	案内図及び平面図（各室の用途、面積等が分かるもの）			
6	施設全体及び保育実施場所の写真並びに各室名称面積表（様式あり）			
7	土地及び建物の登記簿謄本		不要	
8	建物賃貸借契約書の写し（若しくは賃貸に係る覚書） ※賃貸借期間が令和8年度末まで確認できること。		不要	
9	建築基準法の規定による検査済証（建築、昇降機、小型昇降機）及 び消防用設備等の検査済証		不要	
10	法人全部事項証明書（登記簿謄本）		不要	
11	幹部職員（園長先生）の資格証（保育士等）の写し		不要	
12	誓約書（兼役員等名簿）（様式あり）	○		
13	職員名簿（様式あり）			
14	従事者の資格証明書の写し（取得手続き中の場合は、資格取得見込 証明書や登録済通知書の写し）			
15	運営規程（参考様式あり）	○		
16	重要事項説明書（参考様式あり）	○		
17	安全計画	○		
18	委託業者との契約書の写し（調理を委託する場合）	○		

19	事業収支予算書（様式あり）			
20	借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書 (企業会計の基準による会計処理を行っている場合のみ必須)	○		
21	預金残高証明 (社会福祉法人又は学校法人は提出不要)	○	※3	※3
22	法人の直近3年間の運営状況 (貸借対照表及び損益計算書等の決算書類) (社会福祉法人又は学校法人は提出不要)		※3	※3
23	借入金返済（償還）計画書（当該事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ必須）	○		
24	就業規則、給与規定、経理規程等	○	不要	
25	定款又は寄附行為（法人又は団体の場合） ※社会福祉法人・学校法人については、定款・寄附行為を変更していただく必要があります。	○		